



県章

群馬県報

平成28年
8月9日(火)
第9423号

目次

ページ

告示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第227号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成28年8月9日

群馬県知事 大澤 正 明

津久田2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱10号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	渋川市		赤城町津久田	山本山	3583番
2	同		同	同	同
3	同		同	同	3584番
4	同		同	同	同
5	同		同		311番15
6	同		同		312番9
7	同		同	八幡	2319番
8	同		同	同	2320番2
9	同		同	同	2322番
10	同		同	山本山	3582番

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県渋川土木事務所において縦覧に供する。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111